

平成25年度 耐震対策緊急促進事業について

平成25年9月
国土交通省住宅局市街地建築課
市街地住宅整備室

説明の流れ

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 2 耐震対策緊急促進事業の概要
3. 補助対象となる経費及び補助額
4. 申請の流れ
5. 留意事項
6. よくあるご質問
7. 事業のスケジュール等

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要 ＜予算関連法律、公布:5月29日、施行:公布後6ヶ月以内＞

1. 背景

- 「地震防災戦略」(中央防災会議策定(H17年))において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を平成27年までに90%と設定(平成15年時点:75%)。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- 耐震化率は平成20年時点で住宅が約79%、多数の者が利用する建築物が約80%となっている。平成20年までに達成すべき数値よりも約2%マイナスの状況。
- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。
(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94万棟~240万棟、死者数約3~32万人)
- 耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題。

2. 耐震改修促進法の改正の概要

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

平成27年末まで



(※)東日本大震災後のA市役所の損傷状況

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地方公共団体が指定する期限まで

都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

全ての建築物の耐震化の促進

- マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

【新たに認定対象となる増築工事の例】



(参考) 支援措置の拡充

【平成24年度補正予算】

■住宅の改修・建替え等に対する緊急支援

・通常の支援(補助率 国:11.5%等, 地方:11.5%等)に加え、30万円/戸を追加支援(国:15万円/戸, 地方:15万円/戸)

■密集市街地や津波浸水想定区域等に係る避難路沿道建築物の改修・建替え等に対する補助率の拡充等

・密集市街地等の避難路の補助率を拡充(国:1/6, 地方:1/6 → 国:1/3, 地方:1/3)等

【平成25年度予算】

■耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設

○耐震診断

国:[通常]1/3 ⇒[緊急支援]1/2

○耐震改修等

国:[通常]11.5%, 1/3 ⇒[緊急支援]1/3, 2/5

(通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率)

(上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

👉 **今回説明**

【平成25年度税制改正】

■耐震改修促進税制(住宅)の拡充

○所得税(H29まで延長) H26.4~H29.12の控除限度額を25万円に拡充

○固定資産税(H27まで) 特に重要な避難路沿道にある住宅は2年間1/2減額に拡充

(参考) 現行(改正前)の建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

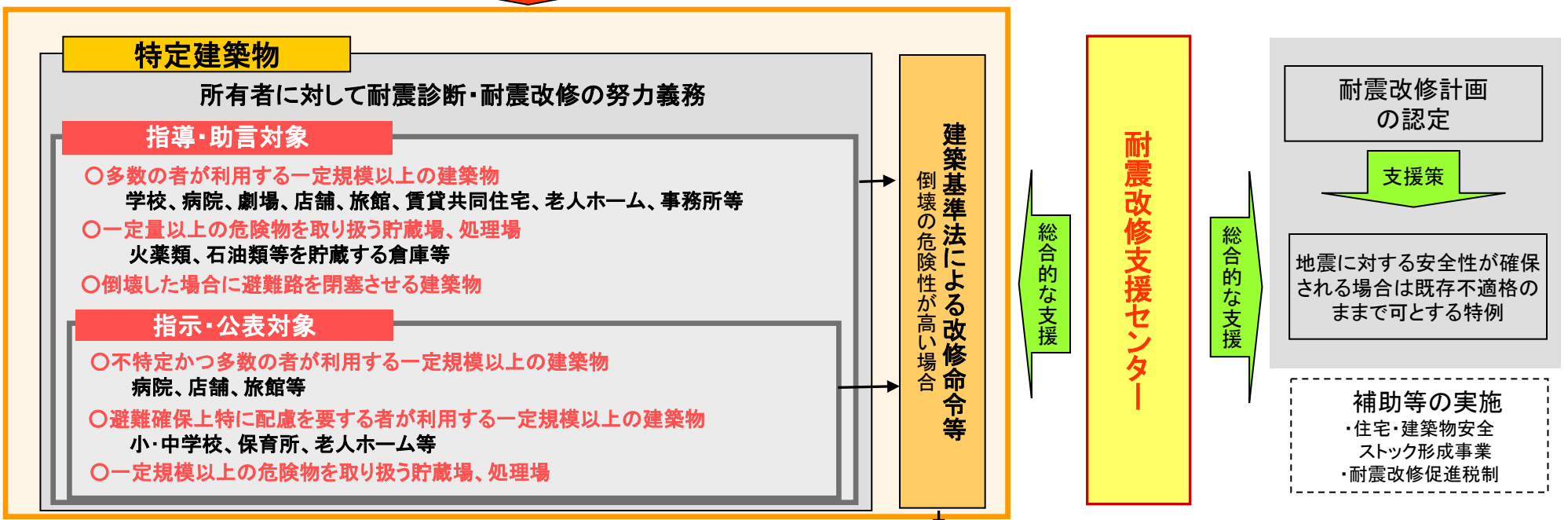
平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正施行

国による基本方針の作成

- ・住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標(75%(H15)→少なくとも9割(H27))
- ・耐震化の促進を図るための施策の方針
- ・相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- ・耐震診断、耐震改修の方法(指針)

地方公共団体による耐震改修促進計画の作成

- ・住宅、特定建築物の耐震改修等の目標
- ・公共建築物の耐震化の目標
- ・目標達成のための具体的な施策
- ・緊急輸送道路等の指定



※平成25年5月29日に公布された耐震改修促進法の一部を改正する法律を反映したものではありません。

罰則

2. 耐震対策緊急促進事業の概要

【事業の趣旨】

災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、耐震改修促進法が改正されました。

耐震診断を義務付け

要緊急安全確認大規模建築物

耐震基準について既存不適格建築物である、

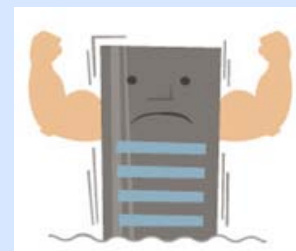
- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等危険物の貯蔵場・処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物

耐震基準について既存不適格建築物である、

- ①地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ②都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

耐震対策緊急促進事業は、耐震診断を義務付けられた建築物の所有者である民間事業者が実施する耐震診断・補強設計・耐震改修に対し、**国が事業に要する費用の一部を助成**するものとして、平成27年度末までの時限措置として創設されました。



【事業の枠組み】

耐震対策緊急促進事業には、

- ① 地方公共団体に補助制度が整備されておらず、国が単独で直接的に補助をする場合 と、
- ② 地方公共団体に補助制度が整備されており、地方公共団体と国が併せて補助する場合

との二つのタイプがあります。

本説明会は、地方公共団体(都道府県又は市区町村)に補助制度が整備されていない場合において、**要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断等**を行おうとする民間事業者等が、平成25年度中に、国に**直接補助申請**を行う場合に活用できる事業制度(①の場合)についてのものです。

この場合の窓口は、「耐震対策緊急促進事業実施支援室※」となります。

なお、地方公共団体に補助制度がある場合は、国の補助制度と地方公共団体の補助制度とを併せて活用いただくことで、耐震診断等の補助率が高くなるよう措置されています(②の場合)。

このため、**対象となる建築物が所在する地方公共団体(都道府県及び市区町村)に対し、地方公共団体の補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせください。**

この場合、耐震対策緊急促進事業の窓口は、当該地方公共団体となります。

※建築物の耐震化を重点的かつ緊急的に促進するため、耐震対策緊急促進事業を行う者へ補助金の交付等を行う国の窓口として耐震対策緊急促進事業実施支援室(以下、「支援室」と略します。)を開設しました。

(建築物の区分と本説明会の対象範囲)

		建築物の所在地の地方公共団体(都道府県又は市区町村)による 当該建築物への補助制度の整備状況			
		整備されていない場合	整備されている場合		
補助金の申請窓口・方法 →		国(支援室)が窓口となり、直接的に補助を実施します	当該地方公共団体が窓口となり、国の補助と地方公共団体の補助を併せて実施します		
建築物の区分	対象行為	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>今回説明する対象はこちらになります。</p> </div>	当該地方公共団体にお問い合わせください。		
要緊急安全確認大規模建築物 *1 耐震基準について既存不適格である、 ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物 ③火薬類等危険物の貯蔵場・処理場のうち大規模なもの。	耐震診断				
	補強設計				
	耐震改修				
要安全確認計画記載建築物 *2 耐震基準について既存不適格建築物である、 ①地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ②都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	耐震診断			(国からの直接補助はありません。)	当該地方公共団体にお問い合わせください。
	補強設計				
	耐震改修				

*1・2 詳しくは耐震改修促進法に関する[国土交通省ホームページ](#)、[パブリックコメントホームページ](#)をご覧ください。

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ3,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	階数 2 以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

注)平成25年8月19日から9月17日までの期間に実施したパブリックコメント募集の内容です。

(本説明会の対象建築物の要件)

【対象建築物の要件】

耐震診断の補助の対象となる建築物は、次の全ての要件を満たすものとします。

○昭和56年5月31日以前に着工されたもの。

○要緊急安全確認大規模建築物

①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物

②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物

③火薬類等危険物の貯蔵場・処理場

のうち大規模なものに該当するもの又は位置づけられることが確実なもの。

○補助金交付決定後、平成25年度中に事業着手し、原則として平成25年度末までに完了するもの。

○建築基準法令に違反していないもの。(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)

注)建築基準法令の耐震基準に違反している場合、既存耐震不適格建築物ではないため、要緊急安全確認大規模建築物に該当しません。

補強設計及び耐震改修についてはこれに加え

○耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。

○耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの。

が要件となります。

他補助事業との併用の留意点

補助対象費用が、国や地方公共団体からの他の補助金の対象費用を含まないことが条件となります。ただし、「社会資本整備総合交付金」又は「防災・安全交付金」の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した補助制度及び地方公共団体が単独で行う補助制度と本補助制度との併用は可能です。

3. 補助対象となる経費及び補助額(耐震診断の場合)

<対象となる経費>

耐震診断に要する費用

- 現地調査費(図面照合調査、コンクリート強度調査、鉄筋腐食度調査等)
- 地盤調査や建築物に附属する擁壁の耐震診断に要する費用
- 構造計算、構造図面復元等に要する費用
- 耐震判定委員会等の第三者機関による評価に要する費用

ただし、補助金交付決定日以降の耐震診断に要する費用に限ります。



<補助額>

耐震診断に要する費用の上限額は以下のとおりです。

対象建築物	耐震診断に要する費用の上限額
下記以外のもの	対象建築物の延べ面積 × 1,000円/㎡ + 150万円
延べ面積1,500㎡～2,000㎡で次のもの ① 幼稚園・保育所 ② 幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物	対象建築物の延べ面積 × 1,500円/㎡ + 50万円

実際に耐震診断に要する費用
上記上限額

どちらか低額のもの × 補助率(1/3) ⇨ 補助額

3.補助対象となる経費及び補助額(補強設計の場合)

<対象となる経費>

補強設計に要する費用

- 調査設計計画費
- 基本設計費
- 実施設計費
- 耐震判定委員会等の第三者機関による安全性の確認に要する費用

注)補強設計において、補助対象外の設計を同時に行う場合は、補強設計に係る部分のみの内訳を提出してください。

ただし、補助金交付決定日以降の補強設計に要する費用に限ります。

<補助額>

補強設計に要する費用 × 補助率(1/3) ⇒ 補助額

<対象とならない経費>

- 耐震診断、耐震改修に係る費用(当該費用については別途申請してください。)
- 広告費
- 補償費(移転費、仮住居借り上げ費等)
- 附帯事務費



3. 補助対象となる経費及び補助額(耐震改修の場合)

<対象となる経費>

耐震改修に要する費用

① 建設工事費

- 既存建築物の耐震性能を向上させるために要する費用
- 耐震性能の向上に寄与する工事等に起因して発生する工事に要する費用
- 間接工事費(共通仮設費、現場管理費)、諸経費等

注) 修繕改修工事など補助対象外の改修工事を同時に行う場合は、耐震改修工事に係る部分のみの内訳を提出してください。なお、明確に分けることのできない費用につきましては、それぞれの工事費率で按分することができます。

② 工事監理費

ただし、①、②ともに補助金交付決定日以降の耐震改修に要する費用に限ります。

<補助額>

上限額 47,300円/m²(ただし、免震工法等特殊な工法による場合は80,000円/m²)

建替えの場合も、上限額 47,300円/m²(原則として、従前の建築物の延べ面積を算定根拠とします。)

実際の耐震改修に要する費用

上記上限額

どちらか低額のもの × 補助率(11.5%) ⇨ 補助額

<対象とならない経費>

- 耐震診断・補強設計に係る費用※
- 耐震判定委員会等の第三者機関による安全性の確認に要する費用※
※当該費用については、別途申請してください。
- 広告費
- 補償費(移転費、仮住居借り上げ費等)
- 仮設建築物建設費
- 附帯事務費

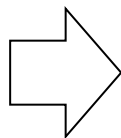


●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

耐震診断への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

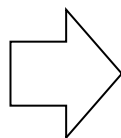
国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



耐震改修への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 11.5 %	地方 11.5 %	事業者 77%
-----------------------	-----------------	------------



- : 耐震対策緊急促進事業による補助
- : 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金による支援

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

👉 今回説明

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/2
----------	-----	-----------

(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

※ 地方公共団体が国と同額の負担による支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

👉 今回説明

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を 1/3に拡充する。

国 1/3	補助金	地方 1/3	事業者 1/3
----------	-----	-----------	------------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

〔 ※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づければ、国費による実質補助率を 2/5に拡充する。 〕

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

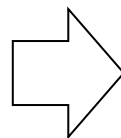
(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

●改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の避難路沿道建築物、避難所等の防災拠点に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

耐震診断への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を **1/2に拡充する**。

国 1/2	補助金	地方 1/2
----------	-----	-----------

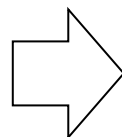
(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

- ※ 避難路沿道建築物については、補償規定により全額公費負担とする。
- ※ 避難所等の防災拠点については、地方公共団体が国と同額の負担による支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

耐震改修への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



- ※ 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策を講じる。
- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を **2/5に拡充する**。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

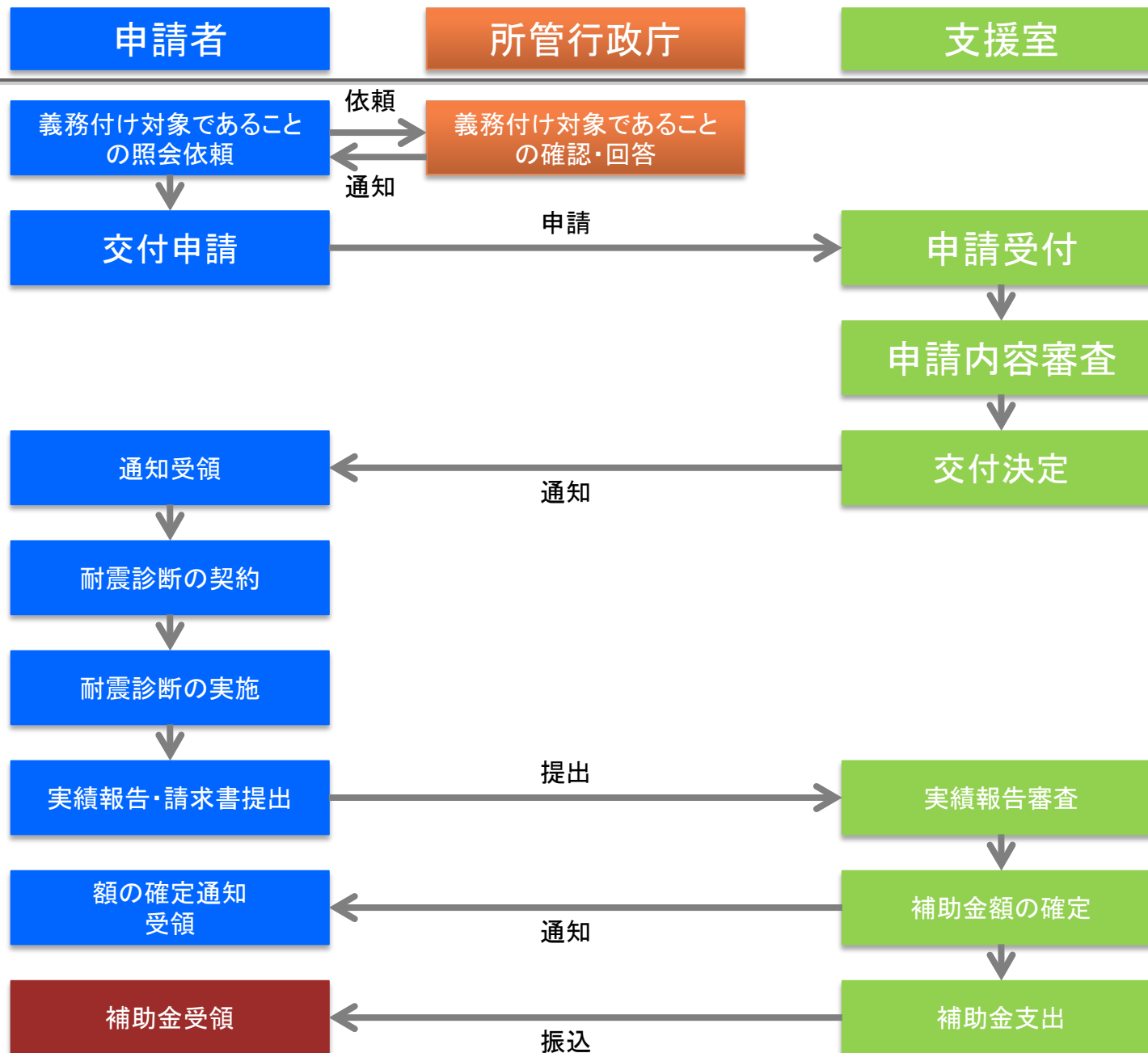
(2/5=交付金1/3+補助金1/15)



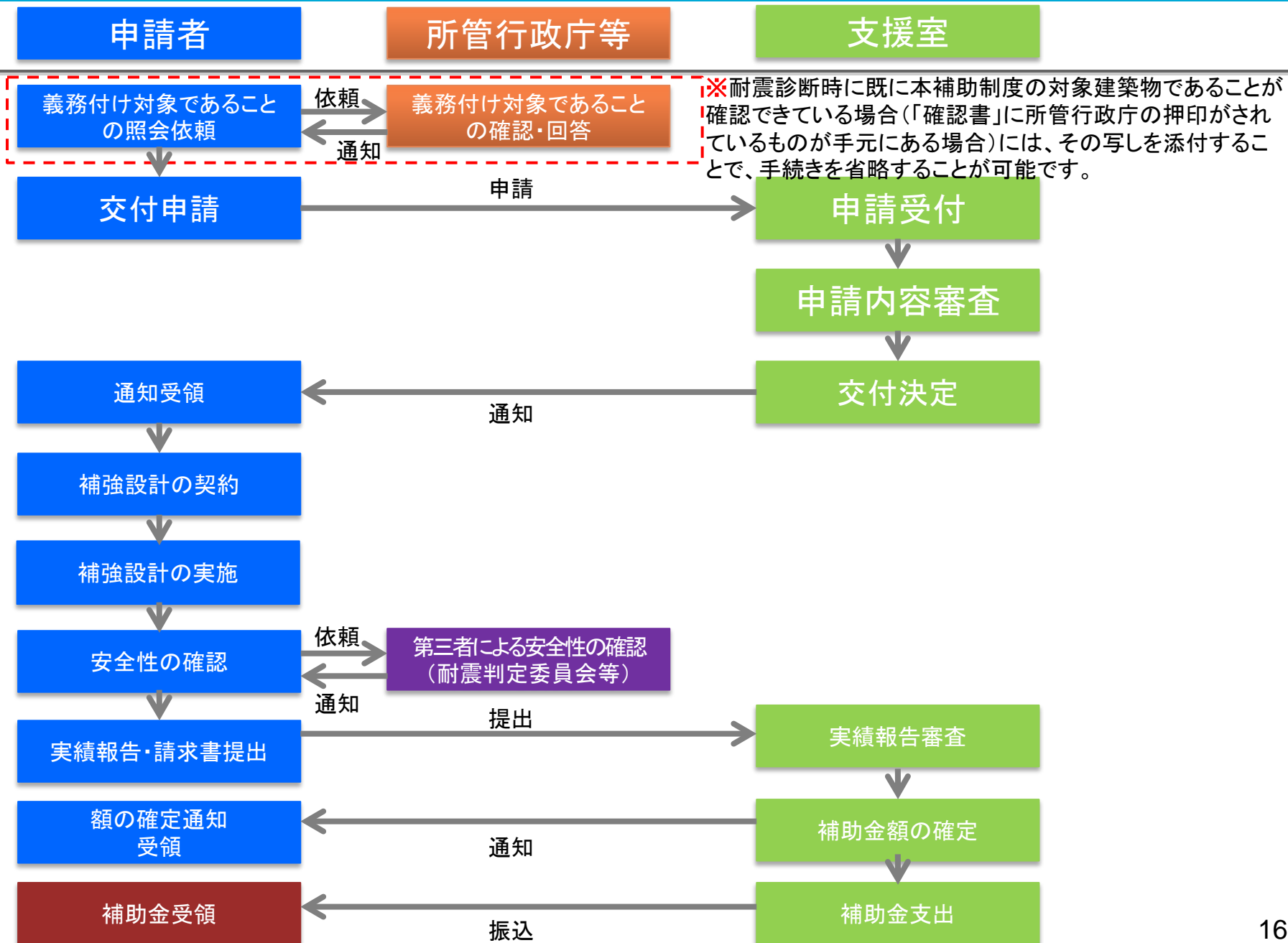
:耐震対策緊急促進事業による補助

:社会資本整備総合交付金、防災安全交付金による支援

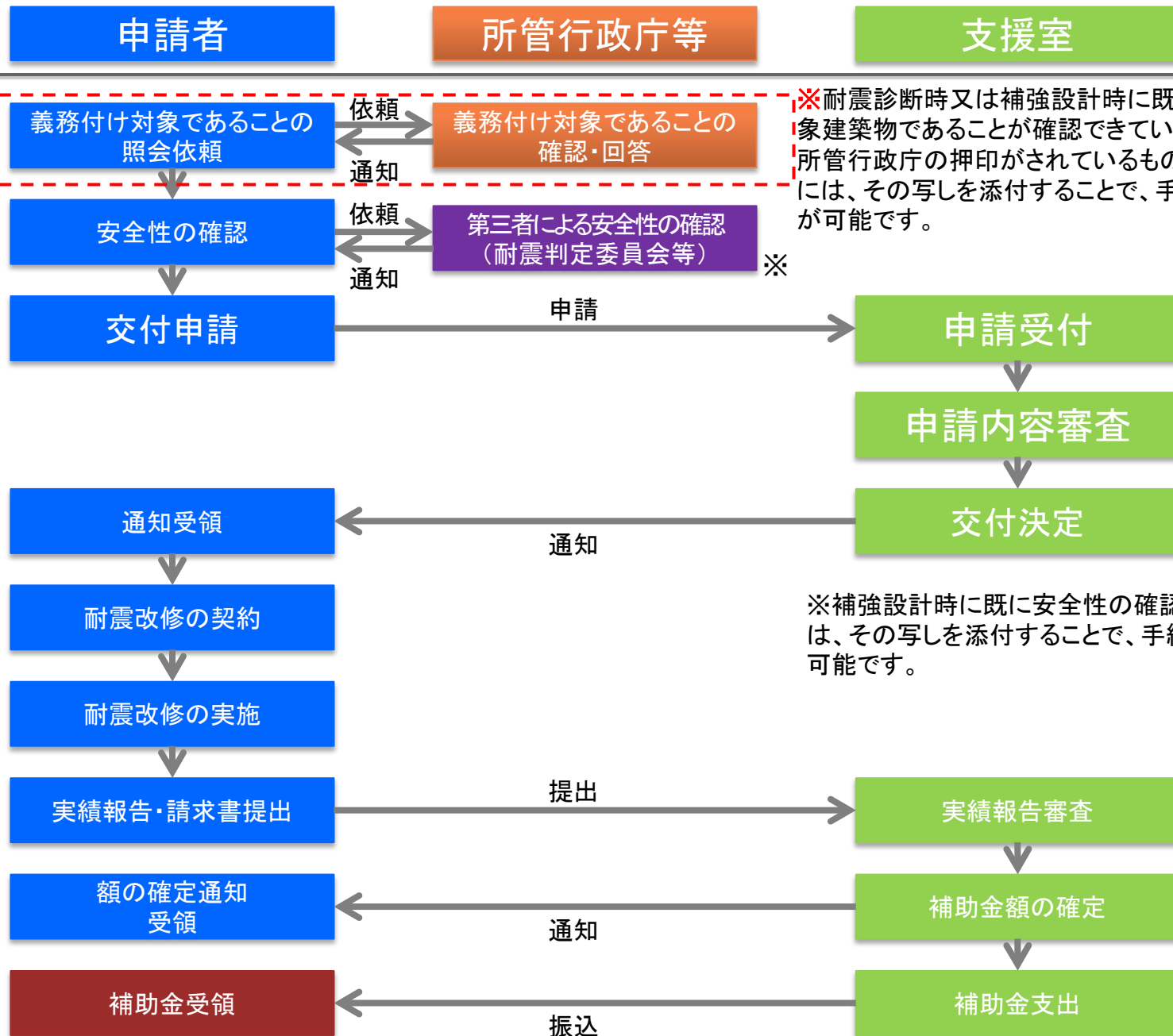
4.申請の流れ(耐震診断の場合)



4.申請の流れ(補強設計の場合)



4.申請の流れ(耐震改修の場合)



4. 申請の流れ

① 所管行政庁への事前照会について

- 建築物の所有者が申請者となります。
- 交付申請前に、**対象となる建築物が所在する所管行政庁へ、耐震診断義務付け対象の建築物であることの確認**をしてください。
- 申請者は、補助金の交付申請に際し、事前に所管行政庁に対して診断義務付け対象の建築物であることの確認を「**要緊急安全確認大規模建築物であることの確認書**」により依頼してください。
- 所管行政庁から、照会結果の通知（「確認書」に所管行政庁の押印がされたもの）を受領した後、補助金の交付申請を行うことができます。
- 「**確認書**」の原本は、補強設計・耐震改修における**補助金交付申請時にもその写しが必要となりますので、必ず、申請者にて保管して下さい。**

注) 所管行政庁とは、耐震改修促進法の実施を所掌する地方公共団体の長（建築主事を置く市区町村の長及び都道府県知事）をいいます。

(様式2)

要緊急安全確認大規模建築物であることの確認書(案)

平成 年 月 日

所管行政庁 御中

申請者（建築物の所有者）

氏名又は名称	
法人の場合、代表者の氏名	印
所在地	
連絡先 (TEL)	

代理人

氏名又は名称	
法人の場合、代表者の氏名	印
所在地	
連絡先 (TEL)	

下記のとおり、耐震改修促進法第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物であることの確認を依頼します。

建物区分 <small>(右の該当項目にチェック) (■又はレ印)</small>	<input type="checkbox"/> 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物 <input type="checkbox"/> 小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物 <input type="checkbox"/> 火薬類等の危険物の処理場・貯蔵場
---	---

確認対象建築物	建築物の名称 : _____ 所在地 : _____ 所有者の氏名又は名称 : _____ 法人の場合、代表者の氏名 : _____ 用途 : _____ 階数 : 地上 _____ 階・地下 _____ 階・塔屋 _____ 階 構造 : _____ 造 延べ床面積 : _____ m ² (うち特定用途部分の床面積合計 _____ m ²) 建築着工年月日 : 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
---------	---

所管行政庁の回答欄	以下のとおり、確認しました。 確認結果 <input type="checkbox"/> 対象建築物は、要緊急安全確認大規模建築物に該当します。 <input type="checkbox"/> 対象建築物は、要緊急安全確認大規模建築物に該当しません。 補助申請 <input type="checkbox"/> 耐震対策緊急促進事業に関して補助申請を行う対象として差し支えない。 <input type="checkbox"/> その他 理由:(_____) <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> 行政庁名 _____ 部署名 _____ 印 担当者名 _____
-----------	--

(耐震対策緊急促進事業実施支援室 記入欄)	
S	耐震診断
H	補強設計
K	耐震改修

(注1) この確認書に添付すべき図書等については、所管行政庁にご確認ください。
 (注2) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 平成25年度 耐震診断【要緊急安全確認大規模建築物であることの確認書】

4. 申請の流れ

② 交付申請書の提出

- 耐震対策緊急促進事業の募集期間内に、支援室あてに交付申請書類を提出してください。受付期間は、政省令公布日を目処に開始し、平成26年2月28日までを予定しています。
- 交付申請については、原則、1申請1棟として行ってください。ただし、1敷地に複数棟建築物が存在し、複数棟あわせて耐震診断等を実施する(複数棟まとめて契約する)場合等においては、1申請で複数棟の申請が可能です。

耐震改修の交付申請時の留意点

耐震改修の交付申請の際には、以下のいずれかの方法により、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となると認める書類の写しの提出をしていただきます。

- ・耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価等
- ・建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認
- ・耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定
- ・建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定

注)今回説明する補助事業は、平成25年度に事業着手し、原則として平成25年度中に完了する事業を対象としており、事業期間は、交付決定後から平成25年度末までとなります。

個別の事情により、上記期間を超えて事業を実施することが判明した場合には、速やかに支援室に相談してください。

なお、当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体の設計について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが可能ですので、ご相談ください。

(平成26年度中に事業着手する事業については、平成26年度に申請してください。)

4. 申請の流れ

③補助金交付決定

- 受付した提出書類については審査を行い、申請者に対して速やかに「補助金交付決定通知書」(交付決定金額等が記載されたもの)を支援室より送付します。
(耐震診断にかかる「補助金交付決定通知書」は、補強設計及び耐震改修の交付申請の際、その写しをもって提出書類の一部に代用できることとなりますので、大切に保管してください。)

④事業着手

- 事業着手(耐震診断等の契約をもって事業着手とみなします。)は、補助金交付決定日以降にしてください。
- 補助金の交付を受けることができる事業は、平成25年度中に事業に着手(耐震診断等の契約を締結)するものを対象とします。交付申請された事業のうち、平成25年度中に着手に至らないものについては、平成26年度以降に再度申請してください。

4. 申請の流れ

⑤ 完了実績報告の提出

○補助事業者(補助金交付決定通知を受け取った申請者)は、補助事業が完了したときは、遅滞なく「完了実績報告書」を支援室に提出してください。

補強設計の完了実績報告時の留意点

補強設計の完了実績報告の際には、以下のいずれかの方法により、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となると認める書類の写しの提出をしていただきます。

- ・耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価等
- ・建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認
- ・耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定
- ・建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定

⑥ 補助金額の確定・支払い

○支援室は、提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに附した条件どおりに行われたかどうか審査し、耐震改修の場合は現地検査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に「額の確定通知書」を送付します。

○「額の確定通知書」の送付後に、実績報告時に指定した補助事業者の口座に補助金を振り込みます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。
なお、補助金の振込時期は、「額の確定通知書」の送付後おおむね2ヶ月後となる見込みです。

5.留意事項

<受付開始時期>

耐震対策緊急促進事業の申請受付は、改正耐震改修促進法に係る政省令が公布される時点を目途に、開始する予定です。

<地方公共団体に補助制度がある場合>

地方公共団体による補助制度(社会資本整備総合交付金等を活用したもの)がある場合には、国の補助制度とこれを併せて適用することにより、**耐震対策緊急促進事業のみの場合より多くの補助金を受けることが可能です。**

このため、**対象となる建築物が所在する地方公共団体(市区町村及び都道府県)に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせの上、十分に情報収集してからご対応ください。**

地方公共団体の補助制度と併せて活用いただく場合は、当該地方公共団体が耐震対策緊急促進事業も含めた補助申請の窓口となります。

<消費税の取扱い>

事業に係る消費税相当額が、仕入税額控除の対象となる場合には、当該消費税相当額は補助経費の対象とはなりませんのでご注意ください。交付申請時において、本事業に係る消費税相当額が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、補助対象事業費から消費税相当分を除いた額で補助申請額を算出してください。また、交付申請時に明らかでない場合は、本事業に係る消費税相当額について、補助対象事業費に含めて補助申請額を算出することができますが、その場合は、当該消費税相当額について仕入税額控除を行わない旨の確認書を提出してください。

消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

5.留意事項

<審査及び資料請求等>

支援室は、補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して関係資料の提出、報告等を求めることができます。

<耐震診断を実施する者の資格要件>

改正耐震改修促進法に基づく耐震診断の義務付けについては、耐震診断を実施する者の要件として、対象建築物を設計することができる建築士資格を有し、所定の講習を修了した者であることとする予定としています。したがって、本補助制度による補助を受けて耐震診断を実施する場合には、これらの要件を満たす者による耐震診断であることが必要です。なお、所定の講習の具体的な内容は、今後、省令等において定められます。

<第三者機関による評価>

所管行政庁によっては、耐震診断結果の報告にあたり、耐震判定委員会等の第三者機関による評価を添付することを求める場合があります。このため、この点について、**補助申請前に必ず所管行政庁にご確認ください。**

なお、本補助制度においては、耐震判定委員会等の第三者機関による評価に要する費用も補助対象に含めることができます。

<申請様式等>

申請様式等はホームページに公開しているものをご活用ください。

6.よくあるご質問

Q1 耐震基準について既存不適格建築物であるビルに、物品販売業を営む5000㎡以上の店舗と、事務所がテナントとして入っています。補助金の算定に当たり、事務所に係る部分を切り出さなければなりませんか。

A1 このような複合施設の場合、改正耐震改修促進法附則第3条に規定する用途に該当する部分の面積の合計が法令で定める規模以上であれば、耐震診断義務付け対象の建築物となります。耐震診断義務付け対象となった建築物に、対象外の用途が含まれる場合であっても、建築物全体の延べ床面積により補助対象限度額を算定することができます。

Q2 耐震改修の水準はどの程度確保すればよいでしょうか。

A2 木造の場合は $lw=1.0$ 以上、非木造の場合は $ls=0.6$ 以上かつ $q=1.0$ 以上相当を満たすようにしてください。

Q3 耐震判定委員会とは何ですか。どこにあるのですか。

A3 耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会で、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会(全国耐震ネットワーク委員会)」の参加団体が設置しています。委員会は、学識経験者、実務経験者等で構成され、判定は、委員の合議により決定されます。

判定委員会の一覧は、全国耐震ネットワーク委員会のホームページを参照してください。

(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nw/>)

7. 事業のスケジュール等

スケジュール

平成25年9月19日～ 10月1日	事業説明会の開催 (全国9都市:札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡)
政省令公布日目処 (10月上旬)	平成25年度耐震対策緊急促進事業の募集開始
平成26年2月28日	平成25年度募集締切(予定)

問い合わせ先

耐震対策緊急促進事業実施支援室

電話: 03-6214-5838 FAX: 03-6214-5798 E-mail: info@taishin-shien.jp

提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル9階

耐震対策緊急促進事業実施支援室 宛

※封筒には「平成25年度交付申請書在中」と記載してください。

最新情報のお知らせ及び申請書のダウンロード先

スケジュールの変更等がある場合はこちらでお知らせします。